

資料提供

令和3年9月2日

課名:産業廃棄物対策課

担当:河村

内線:2962

外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である八幡金工業株式会社に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県産業廃棄物対策課）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	やはたかねこうぎょう 八幡金工業株式会社 代表取締役 富岡 平 (大阪府大阪市北区紅梅町5番8号)
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03400159490号 許可年月日：平成28年5月31日  特別管理産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03450159490号 許可年月日：平成28年5月31日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し 特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和3年9月2日
処分理由	同社の元政令使用人は、令和元年6月28日付けで、大阪地方裁判所において、貸金業法等に違反したことにより、懲役1年、執行猶予3年の刑が確定した。 このことは、法第14条の3の2第1項第4号及び法第14条の6において準用する第14条の3の2に該当するものとして法第14条第5項第2号ニで規定する同号イに該当する者のうち法第7条第5項第4号ハに規定する者に該当するため。